○農林水産省告示第千八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字イボアライ六六八の一、字鯛生次郎七八九四の六、七八九八、七八九九、七九〇一、七九〇二、七九〇三の一、字牧曽根一二二七の一、矢部村矢部字荷卸四五二の一、字長山二二三の一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び直方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県直方市大字下新入字天井谷二八六三から二八六五まで、二八六六の一から二八六六の三まで、二八六九の一、二八七七の一、字東法花寺二八八七の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字井手浦字向エ六五六の一、字新手六六八の一、朝倉市杷木松末字片宗一一四六、字烏帽子形一一八八、字柳迫一二〇八、一二一五、一二四〇、一二五八、一二八八の一、一三三〇、一三四三、一三四四、字柳尾一五〇二、遠賀郡岡垣町大字手野字城ヶ原一二五七、築上郡上毛町大字土佐井一七七五の一、一七七六の一、一七七六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市江川字杉ノ迫一七二二の一、一七二二の六、一七二二の七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市三ケ畑字松原谷八九六の一、九一〇から九一四まで、九一五の一、九二二、九二三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県筑紫野市大字平等寺四二の七七、一六一四の一、一七〇五、一七五三の三八、一八〇八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

裏沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第千七百五十七号及び昭和四十二年建設省告示第三千九百三十一号で指定した土地の区域を除く。）

宮城県栗原市栗駒字栗駒岳国有林

一三林班　い小班　一号から四号まで

は小班　五号から十三号まで

九林班　い$_{4}$小班　十四号から十七号まで

い$_{1}$小班　十八号から二十四号まで

イ小班　二十五号から二十七号まで

○国土交通省告示第千三百十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年十一月十一日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

迫川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第九百六十号及び昭和二十五年建設省告示第千百八十号で指定した土地の区域を除く。）